

の關係圖面は、鳥取県土木部建築課において審覈に供する。

昭和四十一年六月二十一日

鳥取県知事 石破 二朗

申請人の住所

及び氏名

廣島市東白島

町一九番八号

廣島郵政局内

島政互助会広

島地方本部長

松尾 明男

道路の幅員及び

姓

長

幅員 四メートル

延長

一三八メートル

申請人の住所

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び

廣島市東白島

町一九番八号

廣島郵政局内

島政互助会広

島地方本部長

松尾 明男

道路の幅員及び

姓

長

幅員 四メートル

延長

一三八メートル

申請人の住所

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び

廣島市東白島

町一九番八号

廣島郵政局内

島政互助会広

島地方本部長

松尾 明男

道路の幅員及び

姓

長

幅員 四メートル

延長

一三八メートル

申請人の住所

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び

廣島市東白島

町一九番八号

廣島郵政局内

島政互助会広

島地方本部長

松尾 明男

道路の幅員及び

姓

長

幅員 四メートル

延長

一三八メートル

申請人の住所

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び

廣島市東白島

町一九番八号

廣島郵政局内

島政互助会広

島地方本部長

松尾 明男

道路の幅員及び

姓

長

幅員 四メートル

延長

一三八メートル

申請人の住所

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び

廣島市東白島

町一九番八号

廣島郵政局内

島政互助会広

島地方本部長

松尾 明男

道路の幅員及び

姓

長

幅員 四メートル

延長

一三八メートル

申請人の住所

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び

廣島市東白島

町一九番八号

廣島郵政局内

島政互助会広

島地方本部長

松尾 明男

道路の幅員及び

姓

長

幅員 四メートル

延長

一三八メートル

申請人の住所

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び

廣島市東白島

町一九番八号

廣島郵政局内

島政互助会広

島地方本部長

松尾 明男

道路の幅員及び

姓

長

幅員 四メートル

延長

一三八メートル

申請人の住所

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び

廣島市東白島

町一九番八号

廣島郵政局内

島政互助会広

島地方本部長

松尾 明男

道路の幅員及び

姓

長

幅員 四メートル

延長

一三八メートル

申請人の住所

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び

廣島市東白島

町一九番八号

廣島郵政局内

島政互助会広

島地方本部長

松尾 明男

道路の幅員及び

姓

長

幅員 四メートル

延長

一三八メートル

申請人の住所

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び

廣島市東白島

町一九番八号

廣島郵政局内

島政互助会広

島地方本部長

松尾 明男

道路の幅員及び

姓

長

幅員 四メートル

延長

一三八メートル

申請人の住所

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び

廣島市東白島

町一九番八号

廣島郵政局内

島政互助会広

島地方本部長

松尾 明男

道路の幅員及び

姓

長

幅員 四メートル

延長

一三八メートル

申請人の住所

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び

廣島市東白島

町一九番八号

廣島郵政局内

島政互助会広

島地方本部長

松尾 明男

道路の幅員及び

姓

長

幅員 四メートル

延長

一三八メートル

申請人の住所

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び

廣島市東白島

町一九番八号

廣島郵政局内

島政互助会広

島地方本部長

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	
日野郡江府町大字御机二九二の一	日野郡溝口町溝口二三一	境港市外江町二〇七五	境港市上郷町六二八	西伯郡西伯町法勝寺四八五	西伯郡大山町所子三五三	西伯郡大山町花田六七七	西伯郡名和町大字古御堂一四六	西伯郡名和町大字東坪八八七	西伯郡大山町所子三五三	西伯郡大山町花田六七七	西伯郡名和町大字古御堂一四六	米子市大篠津町一三一六	米子市塙町六	米子市夜見町二三一一	米子市富益町二一五九	米子市鈴町三丁目四四	米子市東山町五八	米子市大崎二八二八	米子市銀音寺町一三七	西伯郡中山町石井垣四の三

岡一藤松湖齊中竹上小乘米浦松池富山富河矢
橋谷井木谷中田谷本沢木本田本中田倉
秀昭正道政光令利堅寿良邦重賴雅洋圭
春紀治直雄雄勢勵三娘至夫典雄雄遠久志烈

次の保安林を解除予定の保安林に
(昭和二十六年法律第二百四十九号)
昭和四十一年六月二十四日

鳥取県知事

- 一、解除予定に係る保安林の所在場所
　日野郡鴻口町金風谷字舛水高原と
　三ノ一、三ノ二(以上五筆について)
　立字舛水高原八ノ五、
- 二、保安林として指定された目的
- 三、解除の理由
　水源のかん養

指定理由の消滅

、字柄谷原二ノ二、
に示す部分に限る。

聽聞当事者の住所及び氏名

1 米子市立町二丁目五九
2 米子市藤名町三〇一
3 米子市河崎一四五
4 米子市車尾一五〇〇
5 米子市瀬町二丁目一八五
6 米子市和田町二九三三
7 米子市上福原一一一〇
8 米子市天神町一丁目五八
9 米子市日ノ出町 鉄道官舎六の五
10 米子市西三柳二四五七
11 米子市富士見町 市営アパート三号

石末川西谷井小和伊高浜模原俊明
飛薩都尾口田山田梅太郎夫計夫通繁
紹正利實一

四 異議の申出

利害關係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、概観期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公安局員會告示

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鴨口町役場に備え置いて研究に供する。)